

国家公務員の留学費用の償還等に関する状況

1 公表の趣旨

国家公務員が留学中又はその終了後5年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています。

本件は、平成30年度の留学費用の償還状況等を取りまとめ、その概要を公表するものです。

2 概要

平成30年度に新たに在外研修又は国内研修に係る費用の償還義務が発生した件数は67件（在外研修が34件、国内研修が33件）であり、令和元年8月1日までに65件が償還を終えています。

また、留学費用償還制度が創設された平成18年6月19日以降、平成30年度末までに留学を開始した件数の総数は5,094件であり、留学費用の償還義務が発生した件数の総数は286件となっています。

<表1 年度別留学費用の償還状況>

(件)

年度	当該年度に償還義務が生じた件数			研修の名称	
	うち留学期間 中離職	うち留学期間 終了後5年 以内離職			
平成30年度	67(65)	3(2)	64(63)	在外 <34>	・ 行政官長期在外研究員制度 25(24) ・ 金融庁在外研究員制度 2(2) ・ 外務省在外研修 4(4) ・ 防衛省国外一般大学留学(修士課程) 2(2) ・ 防衛省国外一般大学留学(博士課程) 1(1)
				国内 <33>	・ 行政官国内研究員(修士課程コース)制度 2(2) ・ 会計検査院会計専門職大学院派遣研修 1(1) ・ 国税庁税務大学校研究科博士前期課程受講コース 1(1) ・ 防衛省国内一般大学留学(博士課程) 2(2) ・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学(前期課程) 13(12) ・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学(後期課程) 2(2) ・ 防衛省防衛大学校総合安全保障研究科留学(前期課程) 1(1) ・ 防衛省防衛医科大学校医学研究科留学 10(10) ・ 製品評価技術基盤機構長期派遣研修制度 1(1)
平成29年度	47(46)	7(7)	40(39)		
平成18年度～28年度 (平成18年6月19日以降)	172(167)	26(25)	146(142)		
総数	286(278)	36(34)	250(244)		

(注) ()内は、令和元年8月1日までに留学費用の償還を終えている件数を表す。

<表2 年度別留学開始状況>

(件)

年度	当該年度に留学を開始した件数		
		うち在外	うち国内
平成30年度	443	271	172
平成29年度	418	262	156
平成18年度～28年度 (平成18年6月19日以降)	4,233	2,560	1,673
総数	5,094	3,093	2,001

【参考1】研修ごとの年度別留学開始状況

【参考2】留学費用償還制度の概要

以 上

問 合 せ 先	人事院人材局研修推進課 研修推進課長 六本 佳代 研修企画官 橋本 勝 電話 (03)3581-1971 (直通)	問 合 せ 先	内閣官房内閣人事局 参事官(研修担当) 井手 亮 参事官補佐(研修担当) 佐竹 淳子 電話 (03)6257-3753 (直通)
------------------	--	------------------	---

研修ごとの年度別留学開始状況

(件)

研修の名称				留学期間	当該年度に留学を開始した件数			総数		
					平成18年度 (平成18年6月15日以降) ～ 平成28年度	平成29年度	平成30年度			
在外 等 研 修	等全 研府 修省	人 事 院	行政官長期在外研究員制度	原則2年	1,456	139	148	1,743		
		文 部 科 学 省	宇宙関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2		
			原子力関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2		
	自 府 省 等 研 修	自 府 省 等 研 修	会 計 検 査 院	アジア経済研究所開発スクール等派遣研修	原則25か月	10	2	0	12	
			警 察 庁	海外調査研究	1年	15	1	2	18	
			金 融 庁	在外研究員制度	1年	33	8	7	48	
			法 務 省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度	原則1年	2	0	0	2	
			財 務 省	在外研究員制度	1年又は2年	72	4	8	84	
			国 税 庁	在外研究員制度	原則1年	33	7	2	42	
			経 済 産 業 省	海外調査研究員制度	原則1年	27	3	1	31	
			特 許 庁	外国大学院課程履修研修	1年又は2年	43	4	6	53	
			原 子 力 規 制 庁	原子力規制委員会職員長期在外研究員制度	2年又は3年	1	1	1	3	
			外 務 省	在外研修	2年又は3年	725	74	79	878	
			防 衛 省	国外一般大学留学	(修 士 課 程)	1年又は2年	110	13	15	138
					(博 士 課 程)	原則3年	15	4	1	20
	裁 判 所	判事補海外留学研究員制度	1年	11	1	1	13			
	国 立 印 刷 局	長期海外派遣研修	原則2年	3	1	0	4			
	小 計					2,560	262	271	3,093	
	内 等 研 修	等全 研府 修省	人 事 院	行政官国内研究員制度	(修士課程コース)	2年以内	159	11	9	179
(博士課程コース)				3年以内	30	2	2	34		
自 府 省 等 研 修		会 計 検 査 院	会計専門職大学院派遣研修	原則2年	17	2	1	20		
			公共政策大学院(国際プログラム)派遣研修	原則2年		1	1	2		
		警 察 庁	情報通信職員国内大学院派遣制度	2年	2	0	1	3		
		金 融 庁	国内大学院派遣制度	2年	36	4	4	44		
		財 務 省	経済学等専門研修制度	1年又は2年	20	4	5	29		
			税関研修所大学委託研修制度	1年又は3年	61	10	9	80		
			財務局経済学等研究員派遣制度	2年	5	2	2	9		
		国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース	原則15か月	73	10	10	93		
		文 部 科 学 省	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度	1年	8			8		
		文 化 庁	文化政策関係行政官国内研究員派遣制度	2年	2	0	0	2		
		農 林 水 産 省	検査・監察部国内会計専門職大学院派遣制度	2年以内	1	1	1	3		
		経 済 産 業 省	国内大学院経済等研修	2年以内	13	0	0	13		
		特 許 庁	国内大学院課程履修研修	原則1年	30	0	0	30		
		国 土 交 通 省	国内政策研究員派遣制度	2年	3	0	0	3		
		海 上 保 安 庁	国内大学院派遣制度	期間の定めなし	21	2	2	25		
		原 子 力 規 制 庁	原子力規制委員会原子力規制行政官国内研究員制度	2年以内	11	2	2	15		
		防 衛 省	国内一般大学留学	(修 士 課 程)	原則1年又は2年	165	22	20	207	
				(博 士 課 程)	原則3年又は4年	95	16	14	125	
防衛大学校理工学研究科留学			(前 期 課 程)	2年	505	41	46	592		
			(後 期 課 程)	3年	47	3	5	55		
防衛大学校総合安全保障研究科留学			(前 期 課 程)	原則2年	120	9	13	142		
			(後 期 課 程)	3年	24	1	1	26		
防衛医科大学校医学研究科留学		4年	217	13	24	254				
造 幣 局		派遣研修	期間の定めなし	1	0	0	1			
製 品 評 価 技 術 基 盤 機 構		長期派遣研修制度	原則6か月以上2年以内	7	0	0	7			
小 計					1,673	156	172	2,001		
合 計					4,233	418	443	5,094		

- (注) 1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、平成30年度の名称及び期間で統一して表記した。
2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施する研修である。
3 文部科学省「放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度」は平成25年3月31日で廃止となった。

留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

留学中又は留学終了後早期に離職



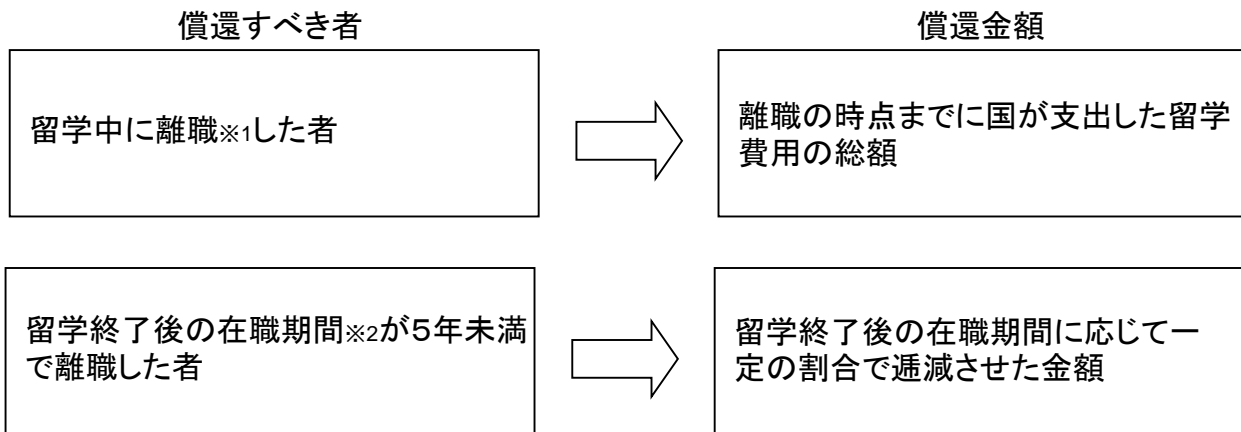
償還義務が発生

(留学費用を償還)

○ 留学とは…… ～ 償還の対象となる研修 ～

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

○ 償還義務とは……



※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 死亡による離職
- ・ 分限免職のうち
公務災害・通勤災害による心身故障の場合
廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

